資本制度の見直しに関するQ&Aについて

平成 24 年 2 月 14 日

このQ&Aは、平成 23 年 11 月 30 日付けでホームページに掲載したQ&A以 降に各団体から寄せられた質問に基づき作成したものである。

「凡例〕

- 法…改正後地方公営企業法
- 令…改正後地方公営企業法施行令 旧令…改正前地方公営企業法施行令
- 旧法…改正前地方公営企業法

<資本剰余金の処分>

問1 国庫補助金をもって取得した資産の処分を行ったために国庫補助金を返 還する場合、当該国庫補助金の返還に係る資本剰余金を減額することは、法 §32③に規定する資本剰余金の「処分」に該当するか。

(答)

行政実例(昭和56年5月20日公営企業第一課長回答)において、「国庫補助 金の返還は、資産の減耗、滅失とは全く異質のものであり、その返還部分につ いては、いわば「なかったもの」として元の状態にもどすものであり、元の状 態にもどす以上、これに対応する資本剰余金も元の状態にもどすべきものと考 えられる。」と示しているところであり、引き続きこれまでと同様の処理をする ことは差し支えない。この場合における資本剰余金の減額については、法§32 ③に規定する資本剰余金の「処分」には該当しない。

ただし、資本剰余金の減少事由を明確にするため、期末貸借対照表及び剰余 金計算書にはその旨の注記をする必要があると解する。

なお、財務諸表を過年度にさかのぼって修正することはできないものである ことから、修正事実が生じた年度でこれを修正経理することとなる。

問2 消費税及び地方消費税の経理処理のうち、税抜処理方式を行っている地 方公営企業における消費税精算にあたり、特定収入をもってまかなわれた資 本的支出に係る控除できなかった仕入れ税額の調整処理として特定収入(資 本剰余金)と相殺(圧縮記帳)処理することが認められているが、この場合、 当該処理は法§32③に規定する資本剰余金の「処分」に該当するか。

(答)

消費税精算の経理処理については、控除できなかった仕入れ税額を機械、備 品等にそれぞれ振り戻し資産計上する方法が原則であるが、期中に税抜処理方 式を行っている場合に経理処理が極めて煩雑となること等を踏まえ、例外措置 として資本剰余金と相殺する処理を認めたものであり、引き続きこれまでと同 様の処理をすることは差し支えない。この場合における資本剰余金の相殺処理 は、法§32③に規定する資本剰余金の「処分」には該当しない。

<みなし償却を行っていた資産の譲渡・撤去等により損失が発生した場合の損失に対する資本剰余金の直接補填>

問3 議会の議決をもって直接補塡を行う場合の議案例をご教示いただきたい。

(答)

議決による資本剰余金の処分の一形態であることから、議決の対象が明確になるよう、処分する資本剰余金の内容(源泉及び金額)及び当該資本剰余金の 使途(損失を直接補塡すること)を明確にしなければならない。

なお、補塡する損失の内容を明らかにする観点から、議会の議決を経るにあたっては、当該譲渡・撤去等を行う資産について明確に把握しておく必要があり、その内容についても、議会に対して明らかにすることが望ましい。

(補助金をもって撤去により発生する損失を直接補塡する場合)

議案○○号 平成○○年度○○市○○事業会計資本剰余金の処分について

平成〇〇年度〇〇市〇〇事業会計のうち、補助金をもって取得した資産(取得に要した価額からその取得のために充てた補助金の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分)の撤去により発生する損失について、補助金を源泉とする資本剰余金〇〇〇〇〇〇円をもってうめるものとする。

問4 直接補塡の経理処理は、決算整理として行うべきものか。

(答)

直接補塡の経理処理は、決算整理ではなく、期中の処理として行うべきものである。

<条例又は議会の議決について>

問5 剰余金の処分を条例で規定する場合、毎事業年度生じた利益を「○○なければならない」ではなく、「積み立てることができる」又は「処分することができる」と条例に規定し、各事業年度の決算状況に応じて、管理者の権限のみをもって積立額等を決めることは可能であるか。

(答)

剰余金の処分方法を条例でどのように規定するかは、最終的には各地方団体の判断によるものであるが、今回の改正の趣旨が議会の関与の下で経営の自由度を高めることであることからすれば、実質的に管理者の権限のみで各事業年度の剰余金の処分額を決定できる旨の規定は望ましくない。